ヴェルサイユ条約とケインズ(2) — 「金額で表すことのできない苦痛」—

高橋章夫

はじめに

1920年代のドイツのインフレーション、そして大恐慌、さらにはヒトラー (Adolf Hitler) の権力掌握とそれに続く戦争は [……] ケインズ (John Maynard Keynes) が見極めた [連合国間] 債務と賠償金の問題に端を発するものであると歴史学者たちによって突き止められた。

政治学者のジェイムズ・ピアソン(James Piereson)は 2012 年にこう述べ、このような状況を「ケインズは正しく予見していた」と言う。 1 一方 2005 年、経済学者の G. C. ハーコート(Harcourt)とショーン・ターネル(Sean Turnell)は、

相変わらず歴史学者たちは、[1920年代のドイツの] 経済破綻の、さらにはその後ヒトラーが政権を取った間接的な原因として、ヴェルサイユ [条約]を挙げている。ケインズの簡明で見事な議論によって、夥しい数の歴史学者とほとんど全ての一般人の、ヴェルサイユ条約から第二次世界大戦の勃発までのドイツにおける事態の推移に対する見方が歪められたのである

とケインズの主張を批判的に論じている。² ここで注目したい点は、両者の相違点ではなく、共通点である。つまり両者ともに、現在でも歴史学者は、ヴェルサイユ条約と賠償金がドイツに経済破綻をもたらし、第二次大戦の遠因となったと看做していると主張し、両者ともに長年続いているヴェルサイユ条約と賠償金の是非を巡る歴史学者の議論を見落としている点である。

1969年、歴史学者のサリー・マークス (Sally Marks) は、ヴェルサイユ条約と 賠償金に関する当時の様々な資料が入手可能になったにも関わらず、「我々は未だ にケインズの影響から逃れられないでいる」と述べ、議論から「ケインズを排除する時ではないのか」と提言した。 3 さらにロイド・ジョージ(David Lloyd George)の伝記作家としても知られている歴史学者のジョン・グリグ(John Grigg)は、1999年に、「学界では修正論が地歩を固めてから少なくとも 30 年が経つというのに、今なお 1919 年のヴェルサイユ条約は一般には、大失敗であり犯罪であると看做されている。なぜ研究者たちはこれまで一般の人々の見解を変えることができなかったのであろうか」と問いかける。彼は続けて、「その主な理由は、調印されてから僅か数ヶ月でこの条約の評判を貶めた、ある男の持つ文学的力と論争術が研究者たちには欠けていたからである」と言う。 4 「ある男」とは勿論ケインズのことである。

1932年、ケインズは自身のことを「事の成り行きに何の影響を及ぼすことも出来 なかった予言者カサンドラ」(a Cassandra who could never influence the course of events) であったと述べているのだが、純粋な予言者であるためには予言者自身の 言動が事態の推移に影響を与えてはならない。⁵アポロンの怒りに触れたことによ り誰もカサンドラの予言を信じなくなったように、予言が現実になるまでの間、ケ インズの言葉は無視され続けなければならない。確かにケインズは、大蔵省首席代 表という肩書きでパリ講和会議に臨んだものの、ロイド・ジョージによって賠償金 問題を含む重要な政治課題から外された。ケインズの置かれた立場は「著名ではあ るが無力な」(distinguished but impotent)ものであったと経済学者のデヴィッ ト・フェリックス (David Felix) は述べ、ジョージ・クーパー (George Cooper) は、「ケインズは無視され、条約は押しつけられ、そして予言通りにドイツは破産 させられた」と言う。 6 しかしながら、この条約はケインズが言うような「カルタ ゴの講和 | などではなく、連合国間の妥協の産物であった。ロイド・ジョージやク レマンソー (Georges Clemenceau) は、当初の目論みとは程遠い講和条約を締結 することになり、ウィルソン(Woodrow Wilson)に至っては上院で条約の批准を 否決されることになったわけであるから、彼らもまたケインズと同様に「著名では あるが無力な」存在であった。ケインズはパリ講和会議の賠償金委員会に実際に出 席し、そこでの彼の発言は条文に反映され、さらにはロイド・ジョージが賠償金に 対する考えを変える上でケインズの忠告は大きな影響を及ぼした。7賠償金問題の

(48) -111-

複雑さを、そしてその中でケインズの果たした役割を理解するためには、自身を「予言者カサンドラ」に準えるケインズの言葉を鵜呑みにすることなく、彼の発言のパフォーマティヴな側面にも注目する必要がある。

本稿では、1921年5月にロンドン支払い計画の中で定められた賠償金を巡る議論がどのように推移していき、そしてその中でケインズが「事の成り行き」にどのような影響を与えてきたかを論じる。さらにはケインズの予言の問題点を検証し、なぜ彼はそのような予言をしたのか、そしてなぜ彼は予言者としての地位を今日まで保ち続けることができたのかを考察する。

「天文学的」賠償金の内訳

アメリカのジャーナリスト、ウィリアム・イングドール(William Engdahl)は、「賠償金は天文学的金額(astronomical sum)である 1320 億金マルクに定められ、イギリスの賠償金の専門家であるジョン・メイナード・ケインズですら、ドイツが最大限支払い可能な額の 3 倍以上と言うほどの額であった」と述べている。8 このように、パリ講和会議でケインズが強く反対したにも拘わらず、彼の意見は聞き入れられず、ドイツの支払い能力を遙かに超える「天文学的」賠償金がドイツに課されたという見方が未だに支配的であるのだが、この賠償金の性質を理解するためには、その内訳を注意深く見ていく必要がある。

パリ講和会議で見積もられた連合国の民間人の被害総額は $600 \sim 1000$ 億金マルクであったのだが、ケインズは『講和の経済的帰結』(The Economic Consequences of the Peace, 1919; 以下 ECP と略記しページ番号のみを記す)の中で、そのような金額は大幅に誇張されていると非難し、14 カ条とランシング・ノートに基づく正当な要求額が $16 \sim 30$ 億ポンド($320 \sim 600$ 億金マルク)であるとし、兵士の恩給や別居手当といった、言わば不当な要求が 50 億ポンド(1000 億金マルク)であり、ヴェルサイユ条約に則って連合国が請求する権利がある額は、 $1320 \sim 1600$ 億金マルクと推計した。9 結局はケインズの予測通り、ヴェルサイユ条約に基づき設立された賠償金委員会によって、1921 年 5 月にロンドン支払い計画の中で、賠償金額は 1320 億金マルクに定められた。確かにケインズは、「滞りなくドイツが支払い可能な最大限」の額は 20 億ポンド(400 億金マルク)であると指摘しており(ECP

186)、イングドールの言うように、ロンドン支払い計画で定められた 1320 億金マルクの三分の一未満である。

だがロンドン支払い計画によって現実に要求された額は額面の三分の一ほどに過ぎなかった。1320 億金マルクの内訳は、年利5%の A、B 債券が合計500 億金マルク、C 債券が820 億金マルクである。但しC 債券は、賠償金委員会がドイツに十分な支払い能力があると判断して初めて発行されることになり、それまでは無利息の債券である。賠償金委員会のメンバーであった、ガストン・ファルスト(Gaston A. Furst)は、回顧録の中で、「ロンドン支払い計画の作成者自身、C 債券が虚構に過ぎないことを理解していた」と言う。さらに彼は、この支払い計画は C 債券が請求されることのないように仕組まれたものであり、これは「欺瞞ではあるが、疑いなく有益であり、必要ですらあった(sans doute utile et même nécessaire)欺瞞」だと弁明する。10 そのためベルギー首相のジョルジュ・ドゥニス(Georges Theunis)は、「遠い将来に」C 債券が印刷された際は、「鍵をかけずに引き出しの中に入れておいても大丈夫だ。というのも、そんなものを盗みたいと思う泥棒なんていないからね」と冗談を言うほどであった。11

ドイツに全戦争責任を帰するヴェルサイユ条約 231 条と同じく、C 債券は、表面上の金額を水増しすることによって英仏の世論を納得させるために課された虚構の賠償金に過ぎない。英仏政府は、戦費を支払うための増税とデフレーション政策によって負担を強いられる自国の有権者を納得させるため、ドイツに対しても莫大な賠償金を請求しているように見せかける必要があったのだ。ドイツ政府もまた C 債券の真意を理解しており、ドイツの賠償金問題の顧問であったカール・バーグマン (Carl Bergmann) は、「1320 億金マルクを支払うことは確かに不可能であったが、この支払い計画を詳細に分析することにより、現実にはそのような支払いは請求されていないことが明らかになった」と後に述べている。「2ECP の続編である『条約の改正』(A Revision of the Treaty、1922; 以下 RT と略記しページ番号のみを記す)においてケインズも指摘しているように、C 債券は、「延期されるだけではなく、いずれは取り消されることになる」ものであり、少なくとも当面の間は、ドイツに課せられた賠償金は A、B 債券の 500 億金マルクのみと看做してよい。「3 ロンドン支払い計画で定められた賠償金は、現実には ECP の中でケインズが

(50) -109-

「支払い可能な最大限」とした金額に非常に近いものであった。また 500 億金マルクという額は、1919 年 5 月 29 日にヴェルサイユ条約の草稿に対するドイツ側の対案で、領土の割譲、植民地の放棄などを条約から削除する代わりに提示した 1000 億金マルクの半額であり、ロンドン支払い計画が発表される直前の 4 月 24 日に、国際融資の要求や、大部分を現物で支払うという条件付きでドイツが出した対案と表面上は同額、実質的にはそれを下回る額でもあった。¹⁴ さらには、A、B 債券には、船舶の引き渡しなどで既に支払い済みと看做された額も含まれており、それらを差し引くと、今後ドイツが負担する額は、額面の三分の一未満の 410 億金マルクに過ぎない。

1920年のドイツの国債残高と A、B 債券を合計すると 1913年のドイツの GNP の 147%に相当し、1920年のイギリスとフランスの国債残高がそれぞれ 1913年の GNP の 144%と 135%である。 15 賠償金を含めてもドイツの抱える負債は戦勝国と同程度に過ぎず、連合国がドイツに対して「天文学的賠償金」を請求したと言うことはできない。しかしながら、仮にドイツが要求された通りに A、B 債券を滞りなく支払うと、それによって見せかけの請求に過ぎなかったはずのさらに過酷な C 債券の支払いを要求される可能性があった。つまりロンドン支払い計画を誠実に履行すればするほどドイツの負担が重くなることになり、逆に支払いを怠れば怠るほど C 債券の支払いを先延ばしにし、賠償金の減額のために交渉する時間を稼げることになる。事実、1 月には 2690 億金マルクに決定されていたはずの賠償金が、僅か 4ヶ月の間に額面上は半額に、A、B 債券のみだと 5 分の 1 に減額されており、交渉次第ではさらなる減額を引き出すことが可能であるとの認識をドイツ側に抱かせることとなった。ロンドン支払い計画は C 債券の存在によって真の請求額である 410 億金マルクすら支払わないようドイツに働きかけることになるという構造的欠陥を持っていたのである。

ドイツの「経済的」支払い能力

1921年5月にワイマール共和国の首相となったヨーゼフ・ヴィルト(Karl Joseph Wirth)の採った「履行政策」とは、歴史学者のウィンクラー(H. A. Winkler)が、「ドイツに課せられた要求を履行するよう全力を尽くすことによって、賠償金政策

が馬鹿げたものであることを立証することである」と定義しているように、賠償金の支払いが不可能であることを示するために、支払う努力をするという政策であった。¹⁶ 結局ドイツは賠償金の支払いを履行することに失敗したのだが、そもそも賠償金の履行に失敗することが目的の政策であったため、この政策は成功したと言うこともできる。では仮にドイツが賠償金を履行しようと真剣に試みた場合、ロンドン支払い計画で提示された実質的な賠償金額、つまり年間約30億金マルク、総額410億金マルクを支払うことは可能であったのだろうか。

【表1】が示しているように、戦後の各国の財政状況を比較する際に、戦前の金本位制での金平価換算で見ると確かに戦後ドイツの国債残高は他国に比べて遙かに高く見えるのだが、当時の為替レートに換算すると、債権国であるアメリカと多額の賠償金支払い義務を負っているドイツとを単純に比較することはできないものの、ドイツの国債残高はヨーロッパの戦勝国はもとより、アメリカよりも低いことがわかる。戦前は各国ともに金本位制を取っていたが、第一次大戦が始まるとどの国も管理通貨制に移行し、増税よりも国民の反発が少ないため、インフレーションを引き起こすことによって戦費を調達した。戦後、財政の建て直しのために戦勝国がデフレーション政策に移行する中、ドイツはインフレーション政策を継続することで、国債残高は戦前とほぼ同水準にまで目減りすることとなった。ドイツの採った履行政策は、マルクの通貨価値を引き下げて輸出を伸ばし、競合する協商国の産業を圧迫することによって圧力を掛け、賠償金の減額を引きだすことを目的としていた。「お時償金支払いのために増税するのではなくライヒスバンクからの借入に頼

【表1】1913年度と1921年度の国債残高の比較

ドル換算(単位:百万ドル)

		ベルギー	フランス	イタリア	イギリス	アメリカ	ドイツ
為替平価	1913 年度	893	6,492	3,034	3,440	1,338	1,228
	1921 年度	6,755	51,674	20,457	37,461	23,407	86,128
為替レート (1922 年 3 月)	1921 年度	2,987	27,758	8,689	34,251	23,407	1,303

出典: French Public Finance in the Great War and To-Day
(New York: Bankers Trust, 1922), p. 137.

(52) -107-

ることにした際、それによって自国に大きな損害をもたらすものの、輸出品を「馬鹿げた程の安値」で流通させることで協商国の経済に壊滅的な打撃を与えることを狙ったのである。¹⁸

しかしながら戦後ドイツの急速な経済成長と比較するとマルクの価格は余りに安 すぎたため、ドイツのインフレーションは一時的なものであり、やがては回復する と予測した外国人投資家たちがマルクを買い漁った。そのためマルク安は進行せ ず、ダンピングによって協商国に圧力をかけることに失敗した。それどころかこの 履行政策は、皮肉なことにドイツ経済の復興と世界経済の建て直しに寄与すること になった。1919年以降、ヨーロッパでは戦時中の買い控えの反動から、そして軍 需産業に偏重した構造を改変するため一時的に好景気となったが、1922年になる と消費が一巡し、ヨーロッパが独自に需要を満たせるようになった。そのためアメ リカでは輸出が減り、さらには物価の上昇に賃金の上昇が追いつかず消費が冷え込 んだ。それによって原料生産国も打撃を受け、大戦後、世界随一の経済大国となっ たアメリカの一国の経済状態が、世界の経済そして政治に対し多大な影響を及ぼす 体制の弊害が、大恐慌の7年前に早くも表出していた。そしてその原因はケインズ が予想した物資の不足ではなく過剰供給であった(ECP 211-35)。そのような状況 において、ドイツは海外から流入した資本で大量の製品を輸入し、インフレーショ ンによって大幅に目減りしたマルクで返済することで、この景気後退の影響を殆ど 受けずに産業の復興が可能となった。¹⁹ ある統計によれば 1922 年には、イギリス とアメリカの失業率がそれぞれ 14.3% と 11.4% であったのに対し、ドイツの失業率 は僅か 1.5% であり、戦後ドイツの経済政策の目標であった完全雇用をほぼ達成し ていたのである。²⁰

賠償金はドイツの支払い能力を上回っていると考えていたケインズは、RTにおいて、ドイツ政府が賠償金を支払うためには、ドイツ国民の所得の 43% を徴税する必要があると見積もり、さらには現在のドイツ国民一人当たりの購買力は一日 9 ペニーから 1 シリングに相当するとし、「歴史上の政府の中で、このような状況に置かれた国民を鞭打ち、その収入の半分近くを徴収した例があるというのか」と言う (RT 84)。だが後の統計によれば、実際のドイツ国民の所得は、ケインズの推計の $2\sim 3$ 倍であり、さらに当時のイギリスの税率は既に 43% を超えていた。21 また、

フランスの経済学者、エチェンヌ・モントゥー(Étienne Mantoux)は、1946 年、 後の統計資料を用いてケインズの予言を細部にわたって検証し、いかにケインズが ドイツの経済的困窮を過大に予言していたかを明らかにした。数例を挙げれば、ケ インズはドイツの鉄と鋼鉄の生産量は減少すると予言したが、1927年には、ドイ ツの鉄の生産量は1913年よりも、30%近く、鋼鉄は38%増加していた。労働時間 の短縮などの理由で、石炭産出効率が低下すると予言したが、1927年には1913年 より 20% 増加した。戦前と同レベルの石炭の産出量は見込めないと予言したが、 1920年以降は、ルール地方を占領された23年と24年を除いて戦前を上回る石炭 を産出し続けた。石炭を輸出することは不可能であると予言したが、1920年から 既に輸出をしており、1926年には戦前の倍の量を輸出していた。22確かに休戦直 後のドイツの経済状況は深刻なものであったのだが、戦争での直接的被害が少な く、さらには海外からの大量の投機やインフレーションによる国債の目減りといっ た要素も加わり、その後は急速に回復していった。大戦に勝利したにも拘わらず、 戦後のイギリスでは失業率が増加し、経済状態は悪化した。それ故、敗戦国ドイツ の方が、戦勝国イギリスよりもさらに悪い経済状態に違いないという先入観がケイ ンズにあったのかも知れない。

長期的に見てドイツが賠償金を完済できたか否かは推測の域を出ないが、ドイツと同程度の負債を抱えていたイギリスとフランスが、ともに対米債務をデフォルトすることとなったことを考えると、仮にドイツが賠償金を誠実に支払っていたとしても、30年以上その支払い能力を維持し続けることは困難であった可能性も高い。しかしロンドン支払い計画で定められた賠償金は、「ドイツの支払い能力を遙かに超える」ものでも、ドイツー国のみに経済的負担を押しつけるものでもなかった。仮に課せられた賠償金を全額支払うことが不可能であったとしても、ドイツに賠償金を支払う意志があれば現実に支払った額よりも多く支払うことが可能であったのではないだろうか。そのため賠償金の支払いを逃れ続けたドイツの態度は身勝手にも思えるのだが、ドイツの抱えていた固有の問題のため、単純にドイツ政府の採った政策を非難することはできない。

デヴィッド・フェリックスは、賠償金が支払い可能であったという主張に対し、 ドイツに課せられた年間支払額それ自体は支払い能力の範囲内であるのだが、英米

(54) -105-

仏が支払うことを許さないため支払いは不可能であったと反論している。つまりドイツが賠償金を支払うためには膨大な貿易黒字を出す必要があり、それは即ち英米仏の貿易赤字を意味し、それによって自国の倒産や失業が増加することを連合国政府が黙認するはずがないというわけである。23 これは 1918 年から一貫してケインズが主張し、ロイド・ジョージが懸念してきたことでもあるのだが、ここで問題となるのはドイツの支払い能力ではなく、英仏の受領能力である。だがドイツは早くも 1922 年の 8 月には定められた額の半額を支払った時点で、その後の支払いを停止し、ドーズ計画が導入され賠償金の支払いが再開されて以降は、英仏の受容能力に対する配慮もあり支払額が減額されたため、実際にはさほど大きな問題には発展しなかった。同様のことがドイツの支払い能力についても言え、ドイツが経済的に賠償金を支払い可能であったか否かは、現実には大きな問題ではなかった。

ザラ・シュタイナー(Zara Steiner)が、「もしドイツが、[……] 戦勝国と同程度の税率に引き上げていれば [500 億金マルクの] 賠償金を支払うのに十分な資金を得られた」と論じ、マーガレット・マクミラン(Margaret MacMillan)が、その正当性の如何に関わらず敗戦国のドイツが賠償金を支払うのは当時の常識であり、1920年代のドイツの経済問題は、増税することも戦時国債をデフォルトすることもしなかった「ドイツの財政政策が主な原因であった」と言い、バーナード・ワッサースタイン(Bernard Wasserstein)が、「政治的観点から切り離し、経済的観点から見ると、賠償金はドイツの支払い能力の範囲内であった」と述べているように、現実に問題となったのは、「経済的」支払い能力ではなく、増税や国債のデフォルトに踏み切ることが、痛みを伴って賠償金を支払うことが不可能であった、「政治的」支払い能力の低さである。24 それは即ち革命後のドイツ民主主義の脆弱さであり、その弱さがドイツにハイパーインフレーションをもたらし、遂には経済的にも賠償金の支払いが不可能となった。

ドイツの「政治的」支払い能力

1922年6月22日、極右組織コンスル (Organisation Consul) の手によるヴァルター・ラーテナウ (Walther Rathenau) 外務大臣の暗殺を契機に、ドイツはハイパーインフレーションに突入した。既に触れたように、海外からの投機のため

1920年3月から21年6月までの為替レートは安定していた。それまでのインフレーションで国債が大幅に目減りし、尚且つ海外からのマルク買いによって為替レートが支えられていたこの時期が、ドイツが財政を立て直す最後の機会であったと思われる。25その後、政局不安を、さらには賠償金の支払いによってもたらされるであろうマルクの暴落を懸念したドイツ資本家による海外投資や、外貨預金、資産の売却などによって大量の資本がオランダやスイスに流出した。261920年に導入された税制改革は紙幣マルクを指標としていたために、インフレーションの再発によって失敗に終わった。急激なインフレーション傾向の中では税金を徴収してから支出に回すまでのタイムラグのため税収はほぼ消失し、それを補うためにさらに紙幣を増刷することでインフレーションは加速していくことになった。

経済学者のスティーブン・ウェブ(Steven Webb)は、海外からの投機のためにマルクの価格が安定していた 1921 年 6 月までの間に、紙幣マルクではなく、ドルを基準として徴税することで安定した税収が可能になり、インフレーションの再発を抑制することができ、それによって 2 億 6 千 700 万マルクの財政黒字を出すことが可能であったと言う。さらには一律 20%の増税をする見返りに一年間の賠償金支払い猶予を引き出すことによって、インフレーションを引き起こすことも財政赤字を出すこともなく賠償金を全額支払うことが可能であったと試算している。 確かに当時のドイツの税率は戦勝国よりも低く、ウェブが言うように 20%の増税は、ドイツ国民にとって過酷過ぎるものとは言えず、それによって経済破綻を免れることが可能であるため、後知恵ではあるものの極めて理にかなった財政政策のように思える。ではなぜドイツはそのような政策を採らなかったのか。

この点に関して、賠償金が支払い不可能であったと主張する歴史学者、ジェラルド・フェルドマン(Gerald D. Feldman)は次のように論じている。

賠償金を支払う義務があるという理由で、そしてそれはドイツの人々の生活 水準を低下させることを意味するのに、未だ暴力的な暴動に怯えていたドイ ツの弱い民主主義に対してデフレーションに移行するよう取り決めさせるこ とが、具体的にどうやればできたというのか。[……] 賠償金が正しいもの であろうが不正なものであろうが、ドイツの支払い能力についての理論上の

(56) -103-

議論がどのようなものであれ、連合国の賠償金がこの時期もたらした影響は、選択不可能な選択肢の前にドイツ政府を立たせたに過ぎない「……」。²⁸

戦勝国の多くはデフレーション政策を採ることによって、景気の後退、及び失業率 の増加というデメリットを甘受することで、通貨価値の低下に歯止めをかけた。だ が民主主義国に生まれ変わったばかりであり、政局の安定していないドイツ政府に は、そこまでの犠牲を国民に強いるだけの力はなかった。敗戦直後のドイツでは各 地でストライキが勃発し、ボリシェビキ革命の脅威のため、さらには右派からの圧 力のため、政府は緊縮財政策を採ることはできず、兵士の恩給や未亡人への手当、 そして労働者の給与を、物価の上昇に追随して増額せざるを得なかった。このイン フレーションによって、ドイツでは年金生活者や農家、自営業者などは大きな損害 を被った一方で、政治的影響力のある集団は利益を得た。8時間労働制などの新し く導入された福利厚生、社会保障の恩恵を労働者は享受し、それに要する費用を雇 用主と政府はインフレーションによって賄うことが可能であった。そのため、政 府、企業、労働者の間で、「インフレーション合意」が形成された。そのような状 況下で通貨を安定させることは、同時に社会を不安定にすることに繋がり、まして や自国民の福祉を犠牲にして「ドイツの敵の福祉」を優先する事など不可能で あったとフェルドマンは論じている。29つまり経済的支払い能力の如何に関わらず、 賠償金はドイツの政治的支払い能力を超えていたのである。

その上、マルクの価値を安定させることは、政府にとっては賠償金と国債、二重の負担を強いられることを意味する。逆にインフレーションを推し進めることによって、対外的には賠償金が支払い不能であるとアピールし、対内的には、戦時国債を不可避的にデフォルトすることが可能であった。30 その一方で、マルクを買い漁った海外の投機家たちはインフレーションによって多大な損失を被った。その損失額は1919年から23年にかけてドイツが支払った賠償金とほぼ同額の80億金マルク近くに上る。31 興味深いことにケインズもこのことを認めており、1920年1月、「休戦直後から [……]世界中の投機家がマルク紙幣を買い、その結果ドイツは、休戦後しばらく経った後は、それ以降の輸入品の代金を実質的にはこの投機によって得られた金で支払ったことになる」と言い、さらに1922年8月、インフ

レーションと海外からのマルク買いによって、ドイツの「国内債は一掃」され、「これまでのところ、連合国に対してドイツが支払った全額は[……]外国人投機家の損失によって」賄われたのであり、「ドイツは自身の財源からは一ペニーも支払って」おらず、「それ故、他国を圧迫している予算上の問題の多くから自由である」と述べている。32 そのような意味においては、その後もドイツは、東西ドイツが統一されるまで、賠償金を「自身の財源からは一ペニーも」支払うことはなかった。33

ルール占拠

本国の大部分は戦渦に巻き込まれることなく大戦を乗り切り、インフレーションによって国債残高を減らしていったドイツは、インフレーションの反動、多額の賠償金といった懸念材料はあるものの、少なくともヨーロッパの戦勝国よりは良好な経済状況にあった。旧侵略者のこのような迅速な復興は、ドイツを海の向こうの有望な市場と考えていたイギリスやアメリカとは異なり、ドイツと隣接し、大戦で多大な被害を受けたフランスやベルギーにとっては容認しがたく、大きな脅威でもあった。復興資金を年利8.5%でアメリカから調達している両国にとっては、2.5%~5%という賠償金に課せられた利息は割に合わないものであり、賠償金の支払いを打ち切り、減額と支払い猶予を繰り返し求めるドイツに対し、唯一ドイツに勝っている軍事力で圧力をかけることとなった。34

1922年の7月15日以降、ドイツは現金による賠償金支払いを停止し、現物の引き渡しも期日に遅れがちになり、11月には賠償金委員会に対し、国際融資と4年間のモラトリアムを要求した。それに対し、ケインズの案を元にジョン・ブラッドベリー(John Bradbury)によって作成されたイギリスの対案は、C債券を放棄するとともに4年間のモラトリアムを認め、将来ドイツが支払いを停止すことがあれば、連合国の満場一致の投票によってのみ制裁を課すことができるとし、さらにはフランスの賠償金の取り分を減らすなど、その詳細は非常に複雑なものであったが、未だに現金による賠償金を全く受け取っていないフランスにとっては非常に厳しいものであった。1923年1月2日、『タイムズ』(Times)紙からこのイギリスの対案に対する論評を書くよう頼まれたケインズは、「たとえ僅かな可能性しかな

(58) -101-

くとも、今、合意に達するためには、フランスに対して現在の案よりもずっと寛大にならなくてはならない」と言いつつも、「あの悪名高いフランス嫌いのケインズ氏ですら、現在の提案はフランスにとって到底好ましいものではないと考えている、とフランスの新聞各紙が書くようになれば、それが彼[ボナ・ロー(Bonar Law)首相]のためになるとは言えません」との理由で執筆を断った。35

その約半年前の1922年8月にハンブルクに招かれたケインズは、そこで行った 演説で、賠償金の減額を求める彼の主張は、「今や世界中で受け入れられている」 と自負する。さらに、「「フランス首相のレイモン・ポアンカレ(Raymond Poincaré)は〕大言壮語すればするほど、やることはちっぽけなことになる」と言 い、賠償金を支払わなければ、ドイツの重工業の中心地であるルール地方を占領す るというフランスの脅しは「はったりに過ぎない」と切り捨て、「過去2年間のイ ンフレーション傾向の結果生じる反動から回復する」ためには、「モラトリアムが 必要であり、避けられないことは誰の目にも明らか」であり、「他の選択肢はな い」と断言する。36

だが翌年の1月に石炭の引き渡しをも拒絶したドイツに対し、フランスはベルギーとともに軍隊を派遣しルール地方を占領した。それに対しドイツ政府は、占領軍に協力することを法律で禁止するとともに、政府が賃金を補償することにより、現地の労働者に対してストライキをするよう求めた。一方ケインズは、親しい仲にあったドイツの銀行家、カール・メルヒオール(Carl Melchior)に送った手紙の中で、

イギリスではフランスの行為に対して殆ど全ての人が怒りと嫌悪感を持っています。ドイツが降伏してしまうのではないか、ということが主な懸念であると言う人がどれだけ多いかを知れば驚かれることでしょう。今回こそは忍耐力の限界までドイツが耐えることが大切であるという見解は広く受け入れられています。私たちは心からあなた方に深く共感しているのです

と述べ、賠償金を支払わずに受動的抵抗を続けることを奨励した。³⁷メルヒオールは、「彼の手紙は私宛てですが、私だけのために書かれたものではないと確信して

います」と言い、ドイツ首相のヴィルヘルム・クーノ(Wilhelm Cuno)にこの手紙の写しを送った。5月になってもケインズは、メルヒオールに対し、

ドイツがいかに酷く扱われているかと嘆くのではなく、ドイツの持つ無尽蔵の抵抗力を主張し、多少の脅しを入れてみましょう。現在のドイツのプロパガンダは [……] ドイツは間もなく崩壊するという印象を作り出しています。長い目で見れば、和解を求めて不平を言うより、確固たる決意と誇り高い態度を示す方が、より効果的に世論に訴えることができます

と述べている。³⁸ だがケインズやクーノの期待に反して、イギリス政府がこの問題に積極的に介入するまでには時間を要したため、ドイツの「忍耐力の限界」が先に訪れた。既にドイツには「無限の抵抗」を支えるだけの経済力はなく、6月末までで、ドイツ政府が支出した受動的抵抗への助成金は10億金マルクに相当し、最終的には9ヶ月続いた受動的抵抗に対し、政府は過去3年間に支払った賠償金額を上回る支援金を拠出した。³⁹ イギリスは、とりわけ労働党は、ルール占拠を国際法違反として非難したのだが、その一方で、「私たちは皆、フランスが意図している目的と、その目的の正当性に対し共感を覚えている」という貴族院におけるエドワード・グレイ(Edward Grey)の発言に見られるように、当初はフランス擁護論も根強く、結局は可能な限り干渉することを避ける慈悲的中立政策を採った。⁴⁰ イギリス人作家、ロバート・グレイヴズ(Robert Graves)らが、「ルール地方を占拠することによって、フランスはヨーロッパの平和を脅かしている」という見方は、「イギリスの一般的な世論であった」と述べているように、この中立政策によってドイツへの同情心とフランスへの敵意がさらに強まり、8月にイギリス政府はルール占拠が違法であると宣言し、フランスは国際的に孤立するようになった。⁴¹

一方産業の中心であるルール地方を失ったドイツは、生産財の生産が半減した上、労働者への補償金のために戦後最大の赤字を出し、それによって生じた混乱を抑えることができずにクーノは退陣を余儀なくされた。⁴² クーノはまた、前述のハンブルクでのスピーチに際し、「英語圏のドイツに対する態度を変える上で最も大きな功績を上げた人物」としてケインズを紹介した人物でもあった。⁴³ 1922 年 11

(60) -99-

月に首相に就任したクーノは、賠償金問題に関してより強硬な態度で臨み、連合国から大幅な譲歩が引き出せるまでは一切賠償金を支払わない方針を採っていた。クーノの退陣に伴い、受動的抵抗を中止し「降伏」することによって、ようやくフランスとドイツは和解し、ドーズ案が導入されたことによりドイツの負担は軽減され、フランスは現金による賠償金を初めて受け取ることが可能になったのである。

ニーアル・ファーガソン(Niall Ferguson)は、「ケインズは、ドイツに対し、最終的にハイパーインフレーションに行き着く政策を採るように促したと言っても過言ではない」とまで述べているが、少なくともドイツ経済を破綻させた責任の一端はケインズにあったと言えるのではないだろうか。44後にケインズは、当時のドイツの経済政策の責任者は「賢明なことを何一つしなかった」と手厳しく批判したが、ドイツの政策はケインズの意向に添うものであり、その中でケインズ自身も一定の役割を果たしており、彼は「事の成り行きに何の影響を及ぼすことも出来ない」単なる予言者ではなかった。45自身もその作成に深く関わったヴェルサイユ条約が締結される直前に大蔵省を辞職し、パリを後にするというパフォーマンスに象徴されるように、ケインズは賠償金を巡る政策決定に大きな影響を与えつつも、芳しい結果が得られない場合は、すぐさま他の政策決定者たちから距離を取り、彼らを圧倒的な筆力で非難することで、悲劇の予言者カサンドラを装い続けてきた。

ケインズとベルギー

1915年3月、外務大臣であったグレイは、「講和のための不可欠な条件は、ベルギーの独立の、国民生活の、そして国土の領有権の回復と、ベルギーに対してなされた残忍な罪の可能な限りの賠償でなくてはならない」と述べた。 46 さらには、1918年1月、ロイド・ジョージは、イギリス政府と連合国の第一の要求は、「政治、領土、経済におけるベルギーの完全な独立の回復、そして同国の町や州の破壊に対する賠償金(reparation)」であり、「1871年にドイツがフランスに課したような戦費賠償金(war indemnity)の要求ではない」と言う。 47 一方ドイツでは、早くも1914年8月4日に、ベートマン=ホルヴェーク(Theobald von Bethmann Hollweg)首相は、ドイツがベルギーに対し不当な行いをしたことを国会で認め、

戦後はベルギーを復興すると宣言していた。 48 ドイツは連合国に課す賠償金を当てにしていたため、この約束を履行するにはドイツが戦争に勝利するという前提条件が必要であった。現実には戦争に敗れ、賠償金を受け取る側から支払う側になったのだが、それでもなおドイツはパリ講和会議で、ベルギーとフランスの回復はドイツの義務であると述べ、賠償金の支払いを申し出た。 49 このように、英独双方における賠償金を巡る議論は、当初はドイツがベルギーに対して支払うべきものと考えられていた。

しかし戦時中のプロパガンダの中で、ベルギーの侵略という違法行為は、ベルギー民間人に対する残虐行為という形で連合国の人々に認識されるようになり、そのことがヴェルサイユ条約が正当であると看做す感情的裏付けとなった。だが戦後は、「ドイツ軍によるベルギー民間人への残虐行為」は、単なるプロパガンダに過ぎないと看做されるようになった。一方ドイツでは、「ベルギー民間人によるドイツ兵への残虐行為」という戦時中のプロパガンダが、条約改正のために終戦後も利用されることとなった。英米でのカウンター・プロパガンダとワイマール期のドイツ外務省のプロパガンダが癒着することによって、1920年代後半になると、ベルギーは最早、罪もない犠牲者と看做されることはなくなった。50

1919年に出版された ECP においても、早くもそのような傾向が随所に見られる。ケインズは、ベルギーをこの大戦の最大の犠牲者と考えるのは「大衆の妄想」(popular delusion)に過ぎないとし、次のように言う。

人々の心の中ではベルギーが特殊な地位を占めているが、それは勿論、1914年の段階ではベルギーの払った犠牲が連合国の中でずば抜けて大きなものであったということに起因する。しかしそれ以降は、ベルギーの果たした役割は小さなものに過ぎない。結果として1918年末にはベルギーの払った相対的な犠牲は、侵略によってもたらされた金額で表すことのできない苦痛を別とすれば、他国より少ないものになっていた。例えばオーストラリアですら、いくつかの点においてはベルギーより大きな犠牲を払ったのである。(ECP 115)

このケインズの主張から三つの疑問点が浮上する。① 1914 年にベルギーが被った

(62) -97-

「金額で表すことの出来ない」苦痛についてケインズはどのように考えているのか。② 1915 年から 1918 年までの占領状態にあったベルギーの状態はどのようなものであったのか。そしてさらに、③最大の犠牲を払ったのは一体どの国なのか。

①に関するケインズの主張は曖昧であるのだが、「ケインズ氏は、フランス人の 被った損失を統計の問題として扱っている」という『タイムズ』紙の批判に対し、 次のように反論している。

しかし感情の指標として、そして感情の便利な媒介物として統計を用いることに固執する限りは、混乱と貧困は続くであろう。以下の数値の検証においては、事実を測定するために統計を用いているのであって、統計は愛情や憎しみの文学表現ではないという点を了承して頂きたい。(RT 102)

これはフランスについてのことだが、ベルギーに対しても当てはまる。1914年を単に、4年間のうちの4ヶ月に過ぎないとするケインズは、大戦の過程を無視し、その数値の正確さには疑問が残るものの、損害の総計のみを相対的に分析して金額で表すことによって客観的数値に換算しようと試みている。そのような観点からはベルギーが受けた被害も、さらにはドイツのベルギー侵略という行為も些細なものに過ぎず、ベルギー中立を保障するロンドン条約など「紙切れ一枚に過ぎない」というベートマン=ホルヴェークの主張も説得力のあるものとなる。51

次に、②占領状態にあったベルギーの状態について検証する。ドイツ政府によりベルギー総督に任命されたモーリッツ・フォン・ビッシング(Moritz von Bissing)は、1914年の直接税収入が 3 億 5,400 万フランであったベルギーに対して 4 億 8 千万フランの戦争分担金を課した。 52 また、急速に悪化した食糧事情を改善するために、後のアメリカ大統領、ハーバート・フーバー(Herbert Hoover)が委員長を務めるベルギー救済委員会(the Committee of Relief in Belgium)は食料援助を試みたのだが、その活動は容易なものではなく、大戦を通してブリュッセルに留まったアメリカ大使のブランド・ホワイトロック(Brand Whitlock)は、「ドイツ人とイギリス人の間にいるベルギー人に食料を与えるよりも、ライオンと虎の間にある檻に入れられた子羊にミルクを与える方が簡単に思える」と日記に書き留めて

いる。⁵³ドイツによって占領されたベルギーは連合国の海上封鎖の対象となり、食料輸入量は戦前の 20% 前後にまで減り、国外への難民や、ドイツやフランス北部での自発的、強制的労働のため農業人口が減った上、ドイツ軍へ食料品供給を命じられ、この 4 年間で食料品価格は 6 倍近くに値上がりした。そして出生者数は毎年減り続け、1918 年には、1913 年の半数未満にまで減少した。⁵⁴ 死亡率の高い乳幼児の数が減ることにより、結果的に国民全体の死亡率、及び死者数を押し下げ、占領による被害の規模を矮小化する一助となった。

イギリスにおいては、1914年のベルギー侵略に関してはその衝撃の大きさもさることながら、イギリス参戦の大義を正当化するため盛んに報道されたが、翌年以降は、ルシタニア号事件、そしてキャベル(Edith Cavell)やフライアット(Charles Fryatt)の処刑といった自国の犠牲者に、さらには、民間人から兵士の犠牲者に人々の関心は移っていき、占領下のベルギーの状況について言及されることは希であった。ルシタニア号事件のように、実際に子どもの命が奪われる事件は、プロパガンダとして劇的な効果を発揮する。だが血を流すことすらなかった、つまり産まれてくることすらなかった子供は犠牲者として舞台に登場することすら許されない。そのためベルギーの大戦経験に関しては、1914年のみに焦点が当てられることとなり、さらに後になると侵略の際の残虐行為までもがプロパガンダとして否定されることとなった。ケインズは、ベルギーの被害を過大評価することは、「人々の感情」(popular sentiment)が大きな誤りを犯しているからであると言う(ECP 111)。だが感情に基づいて判断されたため、占領下のベルギーの被害が過小評価されたという側面もある。

ECP におけるベルギーについてのケインズの記述は、フランスに対するもの以上に悪意に満ちている。彼は、ベルギーの主要な都市は無傷のままであり、戦争の被害に遭った地域は極一部に過ぎず、「車でベルギーを旅行する者は、戦争で荒廃した地域の端から端まで、ほとんど気づかないうちに通り過ぎてしまうだろう」と述べ、さらには休戦時に大量のドイツ紙幣がベルギーにある事実を挙げ、「ベルギー人は異常なほどに発達した自己防衛本能を持っている」と皮肉を言い、戦前の同国の富の総額を上回るベルギーの請求額は「全く無責任である」と切り捨てる(ECP 111-12)。だが現実には、休戦後のベルギーはドイツと同等か、あるいはそ

(64) -95-

れ以上の苦境に立たされていた。ドイツは1917年以降、フランスとベルギーの工 場を破壊し、家畜や機械を持ち去り、炭鉱を水没させることによって、両国の復興 をより困難にした。中立国の強い反対によってベルギーでは炭鉱の水没は免れたも のの、休戦条約を無視したドイツ軍による略奪は続いた。ドイツ軍はベルギーから 撤退する際、機械や部品、さらには工場の屋根すら持ち去った。ベルギーが所有し ていた 3500 両の蒸気機関車の中で残ったのは僅か 81 両だけであり、略奪された家 畜のうち、ヴェルサイユ条約で即座に返却されたのは僅か10%であった。確かに ドイツでも家畜は不足していたのだが、1920年にはほぼ戦前のレベルに回復して いた。それに対しベルギーでは、戦前の数に回復したのは1930年のことであっ た。経済的混乱も続いており、1919年には120万人の労働人口のうち、90万人が 失業者であった。55 またケインズは、ドイツが「フランスとベルギーから奪い取っ た莫大な識別可能な資産は、正しくその所有者に返却された」と言う (RT 13)。 だが奪われた機械を取り戻すためには、ベルギーの手で持ち去られた機械を探しだ し、本国に輸送する必要があった。機械を見つけ出すこと自体が困難な上、無事発 見できた場合も、機械が故障しており、本国に輸送する費用に見合わないことも あった。⁵⁶

マークスは、ベルギーに対する「無知と軽蔑」のため、ケインズはベルギーの被害を過小評価していると辛辣に批判している。⁵⁷但しこのような無知と軽蔑はケインズに限ったことではない。パリ講和会議ではイギリス代表団はベルギーに対して常に高圧的な態度を取り、ケインズはまだ友好的な方であった。ベルギーの外務大臣、ポール・ヘイマンズ(Paul Hymans)は、6ヶ月に渡る講和会議の間、アメリカやフランス代表団の主要メンバーから何度も食事の誘いを受けたが、イギリス代表団は一度も彼を食事に誘うことはなく、逆に彼からの誘いを受け食事を共にしたのはケインズただ一人であり、ヘイマンズがロイド・ジョージへ出した手紙の殆どは無視された。⁵⁸高額な賠償金を要求するベルギーに苛立ちを覚えたロイド・ジョージは、「スコットランドの人口はベルギーよりも少ないのだが、ベルギーの国土を解放するために、ベルギー兵以上のスコットランド兵が死んだのだ」と言い、さらに「ベルギーの戦死者は比較的少なく、とどのつまりは、ベルギーはイギリスほどの犠牲は払わなかったのだ」と吐露している。⁵⁹このような傾向は年々高

まっていき、帰還兵の中にはベルギー人を非難、軽蔑する回顧録を出版する者もいた。後年出版されたアーサー・ポンソンビー(Arthur Ponsonby)や、E. N. ベネット(Bennett)らによる連合国のプロパガンダを糾弾する著作とは異なり、ドイツ軍による侵略行為の非を認めているケインズの方がまだ穏やかに見える。⁶⁰

戦後のイギリスにおいてベルギーは、感情的、さらには政治的理由から疎まれる 存在となった。感情的理由とは、偽りのプロパガンダを流布した国として、そして その根底には、イギリスを戦争に巻き込んだ原因を作った国という意識があったた めである。政治的理由とは、ドイツの支払う賠償金の減額を求めるケインズのみな らず、戦費をドイツに払わせよという国内世論に応えることを望むロイド・ ジョージにとっても、この戦争最大の犠牲者と目されていたベルギーの存在は目障 りであった。賠償金の総額がドイツの支払い能力に依存する限りは、ベルギーの取 り分が増えると必然的にイギリスの取り分は減ることになるからである。イギリス に配分される賠償金を増やし短期的利益を追求する場合も、賠償金を軽減しドイツ を再生させ、戦前と同じく大市場として活用することで長期的利益を追求する場合 も、いずれにしてもベルギーの被害を過小評価することはイギリスの国益に適って いた。そしてケインズは他の者が知り得ない情報を持つ立場から被害を誇張し、過 大な賠償金を求める強欲なベルギー人像を描き出し、「相対的に見れば、ベルギー の払った犠牲は交戦国の中ではアメリカに次いで小さいものである | と言い放つこ とによって(ECP 115)、ベルギーの存在を疎ましく感じていた人々が、ベルギー 人が実際に味わった苦難を軽視し、偽りの犠牲者として非難する口実を与えること になった。

最後に、③一番大きな犠牲を払った国について、ケインズは、連合国の中では国民の三分の一が死亡したセルビアの被害が相対的に見れば最大であるとしながらも、同国の経済力の低さのため金銭的には大した額にならないとする。その一方で彼は、「この条約に調印する者は、何百万人ものドイツの男性、女性、そして子供に対し、死刑宣告をすることになるのだ」というドイツ経済委員会の報告書を引用し、さらに「一世代の間ドイツを奴隷状態に貶め、何百万人もの生活を低下させ、全国民から幸福を奪う政策は忌わしく、憎むべきものである」と述べる(ECP 115, 122, 215, 209)。ドイツの暗い未来に対し深い共感を示し、そのような苦難を

(66) -93-

もたらす加害者として連合国政府を非難した。そしてヴェルサイユ条約は、「ドイツ自身のベルギー侵略の罪に匹敵する、契約と国際道徳に対する違反である」と言う (ECP 59)。ベルギーの被害とドイツの支払い能力を過小評価することで、ベルギーを犠牲者の地位から追いやり、代わりに不当な根拠に基づいて法外かつ不当な賠償金を課せられた国として、ケインズはドイツにこの戦争の最終的な、そして最大の犠牲者としての地位を与えたのである。

ユダヤ系ドイツ人の法律、歴史学者、エーリッヒ・アイク(Erich Eyck)は、1937年にナチスの迫害を逃れ、イギリスに亡命した。彼は*ECP*が「ドイツでは、ケインズが望んだものからは大きく異なる影響を及ぼした」と言う。

「けしからぬ講和だ」そして「ヴェルサイユの絶対的命令」と叫んでいた者、ドイツの政策の根本的な、実際は唯一の目的はこの条約を出し抜くことだ、と主張する者、あらゆる「履行」や和解政策に対し、反逆罪であるとの烙印を押す者、そしてケインズが、それと同等の国際道徳に対する違反を犯していると連合国を非難したことで、ベルギーの中立を侵犯したことに対して感じていた罪の意識からの心地よい解放を感じ取った者、このような者皆に [ECP は] 完璧な正当性を与えたのだ。賠償金を経済的に実現可能な額に減額すべきとケインズが論じている箇所は、素晴らしく書けてはいるものの、仕方が無いことではあるが、かなり抽象的な箇所もあり僅かなドイツ人読者にしか理解されなかった。その一方で、条約の中での賠償金の扱われ方に対する彼の鋭い糾弾は、全ドイツ人の心に永遠に刻まれ、総じて、あらゆる賠償金の請求に反対するのは正当なことだという結論に単純化されたのは当然であろう。政界での出世を真剣に望む政治家の中で、ドイツは隣国に与えた損害の、少なくともその一部を支払う法的な義務を負っていると仄めかす者すら誰もいなかった。61

ECP は、ドイツのナショナリストに条約の履行を拒む根拠を与えたとアイクは指摘しているのだが、ケインズの影響力の有無に拘らず事態は深刻であり、条約に調印したエルツベルガー(Matthias Erzberger)、そして履行政策を推し進めたラー

テナウは極右組織の手で暗殺されることとなった。ドイツの政治家がヴェルサイユ 条約を履行しようとすることによって危険に晒されるのは単に政治生命のみではな く、命そのものであった。

現実には賠償金は度々減額され、その殆どが支払われなかったという事実を考慮に入れると、問題であったのは、実際に請求され、そしてドイツが支払った賠償金というよりもむしろ、正義の名の下に一方的に罪を着せられたという、そして不当な賠償金を請求されたという認識をドイツ国民に抱かせたことであり、それによってドイツにもたらされた、「金額で表すことの出来ない苦痛」であった。そのような意味においては、ECPは、ヴェルサイユ条約231条やC債券と同様の心理的影響をドイツに与えたのである。

ケインズは ECP での主張に関して、公にその誤りを認めることはなかったものの、自身の犯した過ちに気づいていたようである。ドイツ系イギリス人、エリザベス・ウィスクマン(Elizabeth Wiskemann)は、ケンブリッジ大学を出た後ベルリンに渡り、そこで目の当たりにしたナチスの実態を、メディアを通して繰り返しイギリスに警告した。ゲシュタポに逮捕され国外追放になった 1936 年、ロンドンで開かれたパーティーの席上でケインズに出会った時の様子を、彼女は次のように振り返っている。

「あなたはあんな本を書くべきじゃなかったのです」思わずこう言ってしまい (つまりドイツ人たちが絶えず引き合いに出していた『経済的帰結』のこと) 穴があったら入りたいと思った。しかし彼は穏やかに、「私もそう思うよ」と言っただけであった。⁶²

舞台上の予言者

ヴァージニア・ウルフ(Virginia Woolf)は、講和会議後のケインズは、「ヨーロッパのためでも、イングランドのためでもなく、彼ら自身が次の選挙に当選するために恥知らずな演技をしていたパリ講和会議という見るに堪えない下品な見世物」のため幻滅していたと記している。 63 ケインズはECPとRTにおいて頻繁に演劇のメタファーを用い、さらには彼の豊富な文学知識から引き出された数多くの

(68) -91-

文学作品を巧みに援用することで、パリ講和会議自体を一つの演劇作品として描き出した。*ECP* の序文において彼は次のように言う。

パリでのあらゆる審理は、途方もない重要性と無意味さの空気を同時に漂わせていた。そこでなされた決定に、人間社会の将来の帰結が委ねられているようであった。それにも拘わらず、その言葉には実体がなく、不毛で無意味であり、影響力はなく、事の成り行きとは乖離しているとその場の空気は囁いた。そこから最も強く感じるのは、会議中の政治家の思索に影響を受けることも、感化されることもなく、運命づけられた結末へと進行していく、『戦争と平和』でトルストイが、『覇王たち』でハーディが描いている、事の成り行きから受ける印象であった。

歳月の精霊

見よ、やみくもな内在意志によって 広い視野と自制が、 今や悪魔に駆り立てられた この群集の中から完全に消えゆくのを。 この強き者どもの中にはただ復讐心のみが、 そしてあの弱き者ども中には無力な憤りのみが残るのだ。

慈悲の精霊

何故大いなる意志は、人をこのような無分別な行いに駆り立てるの だ。

歳月の精霊

言ったはずだ、それは無意識のうちに働いていると、 判断するのではなく、取り憑かれたものとしてな。(ECP 4-5)

ここでケインズが『覇王たち』から引用している箇所は、イギリス軍とプロイセン

軍がワーテルローの戦いで、降伏を拒み戦闘を続けるフランス軍を虐殺する場面を 眺める精霊たちによって交わされた会話である。人々の行動を高みから俯瞰する精 霊たちにとっては、ナポレオン戦争とパリ講和会議では、フランスとドイツの立場 が入れ替わっただけである。

その中で「政治家たち」から距離を置き、ケインズは自らの立場を「下品な見世物」の観客と位置付け、『覇王たち』の精霊と同一視しようとする。彼が講和会議で目にした「政治家」は、それによってドイツが、そしてヨーロッパ全体がどのように悲惨な経済状態に陥るかを考えることなく、自国の利益ばかりを追求し、自国の取り分を増やそうと躍起になり「思索」している姿であった。判断力が欠如した政治家によってはじき出された数字は、非現実的であるが故に入手不可能な富であり、「事の成り行き」とは無関係である。そしてケインズが観た/描いた劇は、「古代の悲劇のあらゆる要素」(all the elements of ancient tragedy)を兼ね備えた講和会議という舞台上で、「盲目で聾のドン・キホーテ」(Blind and deaf Don Quixote)であるウィルソンが、「鋭い、きらめく刀が敵の手に握られている洞窟へと足を踏み入れ」る姿であった(ECP 4.38)。

ECP におけるケインズの主な攻撃対象はクレマンソー率いるフランスである。クレマンソーが、ドイツ軍による侵略、そして占領を体験したのは普仏戦争に次いで二度目であった。クレマンソーは、そしてロイド・ジョージもまた、事あるごとにフランクフルト講和条約や、プレスト=リトフスク条約を引き合いに出し、ドイツ側の反論を封じ込めてきた。しかし「悪」と看做していた帝国時代のドイツと同様の政策を採ることによって連合国の正当性を証明することにはならない。かつては「弱き者」であったフランスが抱いた「無力な憤り」が、パリ講和会議においては「強き者」となり、「復讐心」を満足させる立場へと変化したと、ケインズの目には映ったのである。「将来の世論の形成のために、私はこの本を捧げる」と言う言葉で、ケインズは同書を締めくくっている(ECP 279)。ロイド・ジョージが世論に動かされこのような条約を作成するに至ったのであれば、世論を変えることによって条約の改正も可能になる。この条約がいかに邪悪で危険なものかを、経済学者や政治家ではなく、一般大衆に訴える必要がケインズにはあった。戦時中のプロパガンダから抜け出せずにいるイギリス国民の感情に訴えかけ、ドイツへの憎しみ

(70) -89-

と復讐心を取り除く必要があった。そのため、数字の羅列だけではなく、「カルタゴの講和」というフレーズや、政治家たちを戯画化した描写など、直接人々の心に訴えかける印象的な表現を用いたのであろう。

だがそのような高尚な動機のみでケインズはECPを執筆したとは考えにくい。 彼は公平な視点からではなく、明らかに親ドイツ反フランスの立場から賠償金問題 を論じている。このような傾向はケインズのみならず多くのイギリス人に共有され ていたと言うこともできよう。しかし彼は、既に 1919 年にその態度を明確に表明 し、その後も「平穏な生活を得るためであれば、ドイツはその能力の限界まで 「賠償金を〕支払うであろう」という、そして「ドイツの道徳的状況と、それに伴 う態度が正しい」ものであるという幻想を頑なにまで抱き続け、親ドイツ反フラン スの風潮を作り出す上で重要な役割を果たしたわけであるから、そこにはケインズ 特有の理由があったはずである。⁶⁴ これについては、カール・メルヒオールに対し てケインズがホモセクシャルな愛情を抱いており、その感情をドイツ側に利用され たのではないかと推測している歴史学者もいる。65 ホモセクシャルな感情の有無は ともかく、ケインズはメルヒオールに対し人間的魅力を感じており、親近感を抱い ていたことは確かであり、賠償金問題を巡るケインズの態度に影響を及ぼした可能 性はある。それ以外の理由として、ロバート・スキデルスキー(Robert Skidelsky) はケインズの家系を挙げ、スティーブン・シューカー(Stephen A. Schuker)は、 「ひょっとしたらケインズは、戦時中に前線で従軍することを逃れたことに対する して無意識のうちに感じていた罪の意識に反応したのかも知れない。ひょっとした ら、ブルームズベリーの友人たちの間での政治的流行に追従しただけなのかも知れ ない」と推測している。⁶⁶ だが徴兵制に反対していたケインズが、兵役を逃れたこ とに罪悪感を覚えていたとは考えにくい。そうではなく兵役に就くことを正面から 拒絶しなかったことに対する罪悪感が、兵役免除審査局に出頭することなく、兵役 に就くか否かという個人の持つ決定権を国家の判断に委ねたことに対して、つまり 徴兵制度を受け入れたことに対する罪悪感があったのではないだろうか。良心的兵 役拒否者として犠牲を払っていた他のブルームズベリー・グループの仲間とは異な り、ケインズは、良心に基づく兵役拒否の訴えを却下されても何の抵抗も示さず、 結局は国家にとって重要な職に就いているという理由で兵役を免除され、辞職を仄 めかしつつも大蔵省での勤務を続けた。その煮え切らない態度をブルームズベリー・グループの仲間から度々非難されてきた。とりわけダンカン・グラント (Duncan Grant)を巡る恋敵であったリットン・ストレイチー (Lytton Strachey)はケインズに対して手厳しく、大蔵省でケインズがやっていることは「最小限の出費で最大限の殺戮を行う」ことであると辛辣な言葉で揶揄した。 「そして戦後、大蔵省を辞職するという犠牲を払い、ECPの中で政治不信を表明することで、ケインズは彼らと和解することができたと同時に、自身の葛藤に決着を付けたのである。講和会議で思い通りに事が進まず、ケインズの目には近視眼的に映った政治家たちに対する苛立ちと、兵役拒否を求めて戦わなかったことに対する内面の葛藤が合わさり、彼は冷静な精神状態で ECPを書くことができなかったのではないだろうか。その緊張状態の中で生み出された感情の発露こそが、この著作の最大の欠点でもあり、最大の魅力でもある。

ECPからにじみ出ているのは、第一次大戦で敗者となったドイツと、パリ講和会議で敗者になったケインズの共通の敵である連合国の政治家への憎しみである。故にこの著作は、著者自身の復讐心を原動力として復讐の不毛さを説くという矛盾を内包している。だが、矛盾をも厭わない圧倒的な迫力こそが ECP の持つ力の源であり、残虐行為のプロパガンダと同じく、犠牲者の生々しい声が語りかける黙示録として大きな影響力を持つことが可能になった。その後も飽くことなく条約を改正しようと試みた彼の言動は、「事の成り行き」に大きな影響を与え、かなりの時間は要したものの、最終的には連合国間債務をデフォルトし、賠償金を大幅に軽減するという彼の望みは達成された。

そのため ECP は、しばしば優れた政治的パンフレットであると評されるのだが、この著作がもたらした政治的影響は、必ずしもケインズが意図したものではなかった。最終的にドイツの賠償金が免除され、連合国間債務がデフォルトされたのは、ヴェルサイユ条約締結から 13 年後の、そして大恐慌の最中の 1932 年のことであり、余りにも時間を要したため、その効果は限定的であった。ここまで時間を要した最大の原因は、連合国間債務のデフォルトと国債融資に関して、アメリカの協力が得られなかったことである。確かに、復興の責任は戦争をもたらしたドイツが負うべきであるというウィルソンの道徳的信念からも、さらには本国での求心力が

(72) -87-

弱まりつつあったという政治的事情からも、彼がそのような要求をパリ講和会議で呑むのは不可能であった。また、アメリカの上院でヴェルサイユ条約の批准が最初に否決されたのは、ECPが出版される前の1919年11月19日であるので、ケインズがアメリカでの条約の批准の否決に決定的な影響を与えたというウィンストン・チャーチル(Winston Churchill)やモントゥーらの主張に関しては割り引いて考える必要がある。68しかしそれでもECPは、英仏に対するアメリカの態度を硬化させる上で大きな影響を与えた。アメリカ代表団の一員として講和会議に出席した歴史学者、ジェイムズ・ショットウェル(James T. Shotwell)は、ケインズの主張に理解を示しながらも、ECPの中でケインズが「ウィルソン大統領に対して無責任な酷評」をしていると言い、次のように非難した。

不誠実な賠償金請求者による悪辣な企みを描いたケインズの風刺画は、誠実なアメリカ人に対し、ケインズが印象付けたパリ講和会議の政治家たちのような詐欺師たちの世界に関わることを思いとどまらせるのに十分であった。当時の論評から判断すると、数多くの読者の中で、最初の数ページからさらに読み進み、アメリカ人の良識に対する訴えの中心となるように思われる、統計と財政に関する詳細を検討した者は殆どいなかったようである。59

賠償金を巡る駆け引きの中で、ケインズは良くも悪くも様々な影響を与えた。彼は、これから舞台上で起ることを、客席で予言する単なる観客ではなかった。彼は、舞台上で劇の進行を予言し、その予言自体が物語の筋書きに影響を及ぼした。彼の置かれた立場は、ハーディの描く精霊から、予言に基づく破局を避けようとすることで却って破局を呼び込んだ悲劇の主人公、オイディプス王へと変化したと言えよう。

ECP の影響力の源

ECPの中でケインズが行った予言の多くは外れ、その上彼の予言自体が、意図 せぬ方向へと世論を誘導することとなった。それでもなお、連合国間債務をデ フォルトし、過度の賠償金を課すべきではないというケインズの主張がパリ講和会 議で受け入れられていれば、その後の破局を回避できた可能性はある。ケインズの抱く激しい憎しみのため、ECPは、邪悪な連合国の政治家によって無実のドイツ国民が苦しめられるという構図でヴェルサイユ条約と賠償金問題を描き出しているように読むことができる。だが過激な表現に惑わされることなく、冷静にECPの論点を検討すれば、賠償金は本来の賠償範囲を逸脱しているためドイツの支払い能力を上回っていると批判しているだけであって、賠償金の請求自体には反対していないことに気づくであろう。さらに彼は、「あらゆる点から見て、ベルギーと同様にフランスはドイツの野心の犠牲者であり、フランスの参戦もまた、ベルギーの参戦と同様に不可避なものであった」と述べており(ECP115)、ドイツ側の主張とは大きな隔たりがある。またヴェルサイユ条約231条のもたらした影響は、単に賠償金問題に留まらず、戦争犯罪人の処罰、軍備制限、領土の割譲といった、ドイツに課せられた他の条項に対する反対運動と結びつけられた。それ故、ドイツが反対していたのは、賠償金額の妥当性以前に、賠償金を支払う行為そのものに対してであり、たとえ当初からケインズの主張通りに減額されたとしても、やはりドイツは賠償金を不当なものとして非難し、その支払いを拒んだ可能性もある。

だがそもそもフランスがドイツの復興を最優先に考えるケインズの案を受け入れることなど、ましてや連合国間債務のデフォルトをアメリカに認めさせることなど、つまりは賠償金と戦費の大部分をアメリカに負担させることなど、1919年の段階では到底不可能であった。破局を避けることに繋がった可能性のある選択不可能な選択肢は他にも数多くあった。例えば、1918年11月に連合国が安易に休戦に応じなければ。パリ講和会議で、折衷案ではなく、ウィルソンの14カ条とクレマンソーのカルタゴの講和のどちらか一方のみを選んでおけば、又はアメリカがヴェルサイユ条約を批准していれば。さらにはヴェルサイユ体制下のドイツが本当の意味での履行政策を行っていれば、若しくは連合国が条約の履行/修正に関して一枚岩で一貫した態度でドイツに臨んでいれば。

ではなぜその中で専らケインズの主張のみが正しく未来を予見したものとして未だに取り上げられるのか。理由の一つは、*ECP*が英語圏における第一次大戦を不毛なものと看做す神話一そもそも *ECP* 自体がその神話の形成に一役買ったわけではあるが一に沿った内容であるからであろう。英語圏においては、第一次大戦こそ

(74) -85-

が史上最悪の戦争と位置付けられたことによって、その後の戦争は、少なくとも第一次大戦と比較すると、良い戦争であるという神話を受け入れやすくする土壌が形成された。第二次大戦の戦争目的に関し、連合国側に非があったとしても、その責任を、前の大戦の負の遺産である不正で邪悪なヴェルサイユ条約に帰し、それを教訓として正戦である第二次大戦の後にはドイツに対して過酷な扱いをしなかったため、さらなる戦争を防ぐと共に、民主主義の正当性を示し冷戦に勝利したという神話が構築されたのである。ヴェルサイユ条約を「カルタゴの講和」と称し非難する、つまり勝者が敗者を滅ぼすことは許されないとする彼の言い分自体は、正義感に則った公正な主張ではあるが、それは一般論に過ぎず、当時の状況には合致していなかった。しかしありふれた一般論であるからこそ、現実の「カルタゴの講和」に取って代わる新たな寓話として EPC は時代を超え、今なお影響力を保持し続けることが可能となったのである。

カナダ人経済学者、ジェイコブ・ヴァイナー(Jacob Viner)は、1947年、モントゥーの『カルタゴの講和』(*The Carthaginian Peace*)の書評の中で、「これほどまでに重要な著作 [*ECP*] が、経済的側面から全面的で完全な精査を受けるまでに、四半世紀も待たなければならなかったことは驚くべきことである」と言い、その理由を次のように説明する。

今思い出すと、当時の経済学者は、この著作 [ECP] の経済学的側面は概して平凡なものであり、いくつかの決定的な点において技術的な欠陥があると考えていた [……]。しかしケインズが事細かく力説した政治的見解は、1920年代の、経済学者を含む、アングロ・サクソンの自由主義者のほぼ全員が共有しており、それが望ましい政治的結論に繋がるという利点があるため、経済面での議論における技術的欠点を暴露することはあまり意味がないように思われていた。[……] 恥ずかしい話だが、私は、賠償金を支払うことになった際のドイツの苦境に対するケインズの同情に完全に同調していた。そしてドイツが寛大に扱われたら、政治的、経済的苦境に陥るというフランスの主張に対する彼の苛立ちは、さらに大きな共感を呼んだのだ。70

また、ECPのドイツ語版の翻訳者であったドイツの経済学者、モーリッツ・ボン (Moritz Julius Bonn) は、ケインズは「学究的な経済学者ではなく、政治的な経済学者」であり、「彼は、死体を切り刻む解剖学者よりも、時として犠牲を出したものの、大胆な実験的手術によって人命を救おうとする外科医の役割を好んだ」と 評している。 71 賠償金を巡る議論の中では、ケインズにとっての経済学は、戦争によって荒廃した、政治、経済、文化面におけるヨーロッパの復興という、より大きな目標を達成するための手段に過ぎなかったように思える。

こう考えると、ECPの中でのケインズが行った「予測」は外れたものの、それでも「予言」は的中したと言うことはできないだろうか。確かに、ドイツの経済破綻やナチスの台頭、そして第二次大戦の勃発に対する責任は、条約そのものにあるというよりもむしろ、後の政治家が、事あるごとにこの条約をスケープゴートにしたり、プロパガンダに利用したりしたことにあり、少なくともケインズが予測した講和の経済的帰結とは大きく異なる。だが現実に彼の予言通り、ドイツは経済破綻し、再び戦争が起った。破局に至る過程こそ予測できなかったものの、ケインズは、第一次大戦の影響によって、ヨーロッパを襲うであろう不安定な政治情勢を感じる取る嗅覚を持っていたように思える。その嗅覚は同時代の反戦主義者たちや、戦時中の愛国的熱狂から覚め始めた人々、そして戦争に幻滅した帰還兵も共有していたものであったのだが、他の者は効果的に世間に訴える手段を持ち合わせていなかっただけである。

おわりに

ロンドン支払い計画の最大の欠点は、ドイツの支払い能力を遙かに超えた「天文学的」賠償金を請求したことではなく、あたかも「天文学的」賠償金を請求しているように見せかけなくてはならなかったことにある。そしてドイツが賠償金を支払えなかった理由は、課せられた賠償金がドイツの経済的支払い能力を超えていたからではない。そうではなく、政治的支払い能力を超えていたからであり、そして政治的支払い能力を低下させた要因は、231条、C債券、そして ECP によってドイツに「金額で表すことの出来ない苦痛」を与えたことである。皮肉なことだが、そのどれもがドイツが被る賠償金の経済的負担を、つまりは「金額で表すことの出来

(76) -83-

る苦痛」を軽減する目的で生み出されたものであった。

ドイツの法学者、ヘルマン・カントロヴィチ(Hermann Kantorowicz)は、1932年、平和を脅かす最も危険なものは、「自国の戦争責任を低く見積もること」であると言い、「新しいドイツの真の敵は昔のドイツ」であり、「昔のドイツの罪を覆い隠すことは新しいドイツを誹ることである」と警告した。⁷²ドイツほど劇的な変化を経験したわけではないが、イギリスにおいても同様のことが言える。つまりこの戦争が無意味なものであったと考える者にとっては、新しいイギリスの敵は昔のイギリスであった。そして昔のドイツの敵であった昔のイギリスを非難し、昔のイギリスの戦争責任を追及することによって、ドイツの「戦争責任を低く見積もる」ことと、「新しいドイツを誹る」ことに利用される結果となった。「戦勝国」であった英米の反戦主義者たちの、そしてヴェルサイユ条約を作成した政治家たちの、さらにはケインズの犯した過ちは、イギリスとドイツの戦争観の違いを軽視したことである。多大な犠牲を払い戦争に勝利したイギリスではあったが、払った犠牲に見合うだけの利益を得ることはできなかった。故にイギリスの反戦主義は、もし戦争が起きなかったら、より厳密に言うと、もしイギリスが参戦しなかったらここまで事態は悪化しなかっただろうという仮定に基づくものであった。

1929年に出版されたレマルク(Erich Maria Remarque)の反戦小説、『西部戦線 異常なし』(*Im Westen nichts Neues*)がドイツ国内で、僅か一年余りで 100 万部を 売り上げたことからもわかるように、経済状態が悪化した 1920 年代後半のドイツ においても、決して新たな戦争を望む声は多数派ではなかった。⁷³ 国の存亡の危機 に瀕したフランスやベルギーとは異なり、イギリスとドイツにはこれほどまでの犠牲を伴ってまで、戦争の遂行を正当化できる確かな戦争目的が存在しなかった。そ して休戦から 10 年経ち、大恐慌に直面した両国では、この戦争は不毛なもので あったとの認識が広がっていった。だがそれでもイギリスはこの大戦に勝利したの に対してドイツは敗北したという点において両国は決定的に異なっていた。

確かにドイツにも戦争それ自体を不毛なものと看做す者はレマルク以外にも数多くおり、ドイツの戦争目的を擁護する保守的な政治家であり、対話による条約の改正を訴え続けたグスタフ・シュトレーゼマン(Gustav Stresemann)もその一人であった。彼は、1926年7月、その大部分が右翼団体に属する大学生に対してベル

リンで行った演説の中で、新たにドイツが戦争を起こし、仮に勝利したところで、安定をもたらすことはないとし、「全力でヨーロッパの平和の維持に取り組み、この平和の歳月の中で、ドイツが戦争で被った傷を癒す機会を捉えることこそ我々の任務である」と言う。⁷⁴同時期にヒトラーは、「もし本国が最早勝利を望んでいないのならば何のために軍は戦い続けなければならないのだ。莫大な犠牲と苦難は一体誰のためなのだ。兵士は勝利を目指して戦うことを期待されていたのに、本国ではそれに対してストライキをしていたのだ!」とドイツ革命を非難した。⁷⁵前線ではなく、銃後の敗北主義者の責任でドイツは戦争に敗れ、その敗戦が邪悪なヴェルサイユ条約をもたらし、現在ドイツが被っているあらゆる苦難は条約がもたらしたものであるとする見方も存在し、それはドイツの経済状態が悪化すると共に大きなものになっていった。

両大戦間のドイツには、戦争それ自体が不毛であるという見方と、戦争に敗北したが故に第一次大戦は不毛なものであったという二つの戦争観があった。英語圏の反戦主義は、全てではないものの、その多くが前者ではなく後者と結びつくこととなった。⁷⁶ 戦時中に一方的にドイツを悪と描くプロパガンダを流布したことに対する、さらにはその延長線上に、少なくとも表面上は過酷であると思えるヴェルサイユ条約を押しつけた自国の政治家に対する反発と、それによってこの戦争の最大の犠牲者と看做されるようになったドイツに対する同情と罪の意識のためである。イギリスの視点から見た英独の和解とは、ドイツもイギリスと同様にこの大戦の犠牲者であるという見方であり、「敗戦国」であったドイツ特有の、「もし戦争に勝利していれば」という反実仮想の力を過小評価していたのである。

(78) -81-

注

- 1 James Piereson, "John Maynard Keynes and the Modern Revolutionin Political Economy," *Society*, vol. 49, no. 3 (2012), p. 266.
- 2 G. C. Harcourt and Sean Turnell, "On Skidelsky's Keynes" *Economic and Political Weekly*, vol. 40, no. 47 (2005), p. 4935.
- 3 Sally Marks, "Reparations Reconsidered: A Reminder," *Central European History*, vol. 2, no. 4 (1969), p. 365.
- 4 John Grigg, "The Treaty Keynes Killed," Spectator, 6 March 1999, p. 41.
- 5 John Maynard Keynes, *Essays in Persuasion* (New York: Harcourt, Brace and Howe, 1932), p. 5.
- 6 David Felix, "Keynesian Consequences," *Society*, vol. 41, no. 6 (2004), p. 58; George Cooper, *The Origin of Financial Crisis: Central Banks, Credit Bubbles and the Efficient Market Fallacy* (London: Harriman House, 2008), p. 64.
- 7 高橋章夫「ヴェルサイユ条約とケインズ (1) 『カルタゴの講和』 —」 『文学・芸術・文化』 第24巻1号 (近畿大学文芸学部、2012) pp. 157-88 参照。
- 8 William Engdahl, A Century of War: Anglo-American Oil Politics And The New World Order (Concord: Paul and Company, 1993), p. 81
- 9 John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (London: Macmillan, 1920), pp. 123, 148.
- 10 Gaston A. Furst, De Versailles aux experts (Nancy, Berger-Levrault, 1927), 133.
- 11 Stephen A. Schuker, American "Reparations" to Germany, 1919-33: Implications for the Third-World Debt Crisis (Princeton: Princeton UP, 1988), p. 17 に引用。
- 12 Carl Bergmann, *The History of Reparations* (London: Ernest Benn, 1927), p. 77. また5月6日のドイツ中央党の会議では、「協商国が請求することになるのは500億金マルクだけであり、残りを請求することはないであろう。それは、単に国内の政治的理由で要求しているだけなのだ」と発言する者もいた。Gerald Feldman, *The Great Disorder: Politics, Economics, and Society in the German Inflation, 1914-1924* (New York: Oxford UP, 1997), p. 339.
- 13 John Maynard Keynes, A Revision of the Treaty: Being a Sequel to The Economic

- Consequences of the Peace (London: Macmillan, 1922), p. 62.
- 14 Papers Relating to the Foreign Relations of the United States: The Paris Peace Conference, 1919, vol. 16 (Washington, DC: GPO, 1945), pp. 795-800; Feldman, Great Disorder, pp. 338-39. 1921 年 4 月末にドイツがアメリカを通して提示した 500 億金マルクは現在価値である。つまり表面上はドイツから 500 億金マルクの支払いを提案された賠償金委員会はそれを断り、1320 億金マルクを請求したのだが、実質的にはドイツが提示した額を断り、その数日後にそれよりも低い額を改めて請求するという不可解な行動に出たことになる。その理由は、マークスが指摘しているように、世論を納得させるためには実際の支払額よりも表面上の金額が重要であったからであろう。レオナード・ゴメスはそれに加え、ようやく賠償金額が決まりかけた直前になってドイツから出された提案を今更考慮する気にならなかったためではないかと推測している。Sally Marks, "Reparations Reconsidered," p. 363; Gomes, pp. 70-71.
- 15 C債券も含めた場合は GNP の 309% になる。Albrecht Ritschl, "The Pity of Peace: Germany's Economy at War, 1914-1918 and Beyond," *The Economics of World War I*, ed. S. N. Broadberry, et al. (Cambridge: Cambridge UP, 2005), p. 69.
- 16 H. A. Winkler, Germany: The Long Road West: vol. 1: 1789-1933, trans. Alexander Sager (Oxford: Oxford UP, 2006), p. 374.
- 17 Niall Ferguson, "The Balance of Payments Question: Versailles and After," *The Treaty of Versailles: A Reassessment After 75 Years*, ed. Manfred F. Boemeke, et al. (Cambridge: Cambridge UP, 1998), p. 408-09; Zara Steiner, "The Treaty of Versailles Revisited," *The Paris Peace Conference*, 1919: Peace without Victory? ed. Michael Dockrill, et al. (New York: Palgrave, 2001), p. 21 参照。
- 18 Alma Maria Luckau, The German Delegation at the Paris Peace Conference (1941; New York: H. Fertig, 1971), p. 384; Hans-Joachim Braun, The German Economy in the Twentieth Century (London: Routledge, 1990), p. 34.
- 19 Braun, pp. 33-37 参照。カール=ルードヴィヒ・ホルトフレリッヒは、仮にドイツが英米と同程度のデフレーション政策を採っていた場合、英米のドイツに対する輸出が大幅に減ることになり、1930 年代と同様の世界恐慌に陥っていたと推測している。Carl-Ludwig Holtfrerich, *The German Inflation*, 1914-1923: Causes and Effects in International

(80) -79-

- Perspective (Berlin: Walter de Gruyter, 1986), p. 220.
- 20 Barry Eichengereen and T. J. Hatton, "Interwar Unemployment in International Perspective: An Overview," *Interwar Unemployment in International Perspective*, ed. Barry J. Eichengreen, et al. (Dordrecht: Kluwer Academic, 1988), pp. 6-7.
- 21 Douglas C. McIntosh, "Mantoux versus Keynes: A Note on German Income and the Reparations Controversy," *Economic Journal*, vol. 87, no. 348 (1977), pp. 766-67. またマッキントッシュは、徴収された税金は、国債の払い戻しや恩給の支給という形で国民に還元されるので、現実に国民の所得から奪われるのは、賠償金の負担分のみであるとも指摘している。Ibid., p. 767.
- 22 Étienne Mantoux, The Carthaginian Peace: Or, the Economic Consequences of Mr. Kevnes (London: Oxford UP, 1946), pp. 160-63.
- 23 David Felix, Keynes: A Critical Life (Westport: Greenwood, 1999), p. 150-51.
- 24 Zara Steiner, The Lights That Failed: European International History, 1919-1933 (Oxford: Oxford UP, 2005), p. 199; Margaret MacMillan, The Uses and Abuses of History (London: Profile, 2009) pp. 36-37; Bernard Wasserstein, Barbarism and Civilization: A History of Europe in Our Time (Oxford: Oxford UP, 2007), p. 131.
- 25 ファーガソンは、1921 年以降のドイツは多額の貿易赤字を出したため、ドイツが通貨を安定させることが可能であった最後の機会は1920 年であったと主張している。それに対しアダム・トゥーズは、ファーガソンが依拠している統計は、ドイツのナショナリストたちによって歪められたものであると指摘し、確かにドイツはイギリスやフランスといった賠償金の受領国に対しては貿易赤字を出していたが、1922 年の段階でも、オランダやスイスといった国に対しかなりの量を輸出しており、現実には1920 年~23 年までドイツは、主要国との間で貿易黒字を出しており、1922 年の段階でも通貨を安定させることは、理論上は可能であったとする。だがハイパーインフレーションの混乱の中、ドイツ政府が事実に基づいた冷静な議論をすることは不可能であったと論じている。Ferguson, Paper and Iron: Hamburg Business and German Politics in the Era of Inflation, 1897-1927 (New York: Cambridge UP, 1995), p. 319; Adam Tooze, "Trouble with Numbers: Statistics, Politics, and History in the Construction of Weimar's Trade Balance, 1918-1924," American Historical Review, vol. 113, no, 3 (2008), pp. 697-99.

- 26 『ニューヨーク・タイムズ』 (New York Times) 紙の推計によると、1923 年にドイツ 人がアメリカの銀行に預金した額は同年のドイツの GDP の約四分の一にあたる 20 億 ドル近くに上った。Guido Giacomo Preparata, Conjuring Hitler: How Britain and America Made the Third Reich (London: Pluto, 2005), p. 125 に引用。
- 27 Steven Webb, "Government Revenue and Spending in Germany, 1919-1923," *Die Anpassung an die Inflation*, ed. Gerald D. Feldman, et al. (Berlin: Walter de Gruyter, 1986), pp. 60-63.
- 28 Feldman, Great Disorder, p. 428.
- 29 Ibid., pp. 428, 452. ファーガソンは、政局が不安定であった当時のドイツ政府が、英仏と同程度のデフレーション政策を選ぶことは不可能だとしても、インフレーション率を現実よりも抑制するという選択肢はあったと言う。つまり完全雇用を目指すのではなく、10%程度の失業率を許容し、インフレーション率を抑えることでハイパーインフレーションは避けられたはずであり、故にドイツの財政政策は失敗であったと論じている。Niall Ferguson, "Constraints and Room for Manoeuvre in the German Inflation of the Early 1920s," *Economic History Review*, vol. 49, no. 4 (1996), pp. 652-56.
- 30 1918 年末には 1540 億ライヒスマルクにまで膨れあがった国債は、ハイパーインフレーションのため、1923 年 11 月には僅か 15.4 プフェニヒ(0.154 マルク)にまで目減りし、 実質的にデフォルトされた。Bernd Widdig, *Culture and Inflation in Weimar Germany* (Berkeley: U of California P, 2001), p. 50.
- 31 Steven Webb, *Hyperinflation and Stabilization in Weimar Germany* (Oxford: Oxford UP, 1989), p. 112 参照。
- 32 John Maynard Keynes, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, vol. XVII, *Activities 1920-1922: Treaty Revision and Reconstruction*, ed. Elizabeth Johnson (London: Macmillan, 1977), p. 176; John Maynard Keynes, *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, vol. XVIII, *Activities 1922-1932, The End of Reparations*, ed. Elizabeth Johnson (London: Macmillan, 1978), pp. 26-27. これは後述するハンブルクでの演説で述べたことである。
- 33 高橋「ヴェルサイユ条約とケインズ (1)」pp. 162-63 参照。

(82) -77-

- 34 Sally Marks, "Smoke and Mirrors: In Smoke-Filled Rooms and the Galerie des Glaces," Boemeke et al., p. 362.
- 35 Keynes, *Collected Writings*, vol. XVIII, pp. 111-12. このイギリスの対案は、「フランスに対する不信と嫌悪を反映したものであり、故意に [フランスを] 挑発しているように思える」とシュタイナーは評し、ジョン・カイガーは、「最終的にポアンカレにルール地方を占領するよう駆り立てたことに対して、ドイツと同程度の責任がイギリスにもある」とイギリスの政策を非難している。Steiner, *Lights That Failed*, p. 221; John F. V. Keiger, *Raymond Poincaré* (Cambridge, Cambridge UP, 1997), p. 297.
- 36 John Maynard Keynes, Collected Writings, vol. XVIII, pp. 18-26.
- 37 Keynes, Collected Writings, vol. XVIII, pp.119-20.
- 38 Ferguson, Paper and Iron, p. 375 に引用。
- 39 Peter Liberman, *Does Conquest Pay? The Exploitation of Occupied Industrial Societies* (Princeton: Princeton UP, 1996), pp. 94, 89. 但し、ドイツ政府は受動的抵抗への支援金を、専ら紙幣の増刷によって支払ったため、金マルクで定められた賠償金を支払うための金、若しくは外貨を同様の手法で調達することはできない。
- 40 Parliamentary Debates, House of Lords, 5th series, 20 April 1923, vol. 53 col. 801.
- 41 Robert Graves and Alan Hodge, *The Long Week-End: A Social History of Great Britain 1918-1939* (1940; New York: Norton, 1994), p. 144.
- 42 Niall Ferguson, *Paper and Iron*, p. 369; Braun, p. 50.
- 43 Keynes, Collected Writings, vol. XVIII, p. 18.
- 44 Niall Ferguson, "Keynes and the German Inflation," *English Historical Review*, vol. 110, no. 436 (April 1995), p. 368. また、Niall Ferguson, *The Pity of War* (1998; New York: Basic Books, 1999), p. 406 も参照。
- 45 John Maynard Keynes, A Tract on Monetary Reform (London: Macmillan, 1923), p. 60.
- 46 Edward Grey, "Allies' Conditions of Peace," *The New York Times Current History:*The European War, Vol. III (New York: New York Times, 1915), p. 233.
- 47 Documents and Statements Relating to Peace Proposal and War Aims, (London: George Allen and Unwin, 1919), p. 111.
- 48 Sally Marks, Innocent Abroad: Belgium at the Paris Peace Conference of 1919

(Chapel Hill: U of North Carolina P, 1981), p. 61.

- 49 例えば、ブロックドルフ=ランツァウは、クレマンソー宛ての書簡の中で、開戦の責任をドイツに帰することには反対しているものの、前述のロイド・ジョージのスピーチを引き合いに出し、「ベルギーに関してここで述べられていることについて、さらにはフランス北部に関しても、ドイツは承認していた」と述べている。Philip Mason Burnett ed., *Reparation at the Paris Peace Conference: From the Standpoint of American Delegation*, vol. 2, (New York: Octagon, 1965), p. 33.
- 50 高橋章夫「戦争の『最初の犠牲者』―第一次世界大戦下のイギリスにおける残虐行為のプロパガンダー」『文学・芸術・文化』 第23巻2号 (近畿大学文芸学部,2012) pp. 125-54 参照。
- 51 Ibid., p. 126.
- 52 Larry Zuckerman, *The Rape of Belgium: The Untold Story of World War I* (New York: New York UP, 2004), pp. 93-94.
- 53 Brand Whitlock, *The Letters and Journal of Brand Whitlock: The Journal*, ed. Allan Nevins (New York: D. Appleton-Century, 1936), p.107.
- 54 Peter Scholliers and Frank Daelemens, "Standards of Living and Standards of Health in Wartime Belgium," Wall and Winter, pp. 139-55.
- 55 Marks, *Innocent*, pp. 170-174.
- 56 Zuckerman, p. 260.
- 57 Marks, Innocent, p. 180. ケインズの指摘通りベルギーも他の連合国と同じく自国の被害を過大評価しているとしながらも、ベルギーが請求した賠償金総額が27億2千万ドルであったのに対し、後の専門家の推計ではベルギーの被害額は25億7千万ドルであり、その差は僅かな額に過ぎないとマークスは主張している。Ibid.
- 58 Ibid., pp. 322-23.
- 59 Paul Mantoux, The Deliberations of the Council of Four, vol. 1, trans. and ed. Arthur S. Link (Princeton: Princeton UP, 1992), p. 456; Margaret MacMillan, Paris 1919: Six Months that Changed the World (2001; New York: Random House, 2003), p. 277.
- 60 高橋「戦争の『最初の犠牲者』」pp. 138-47 参照。
- 61 Erick Eyck, A History of the Weimar Republic, trans. Harlan P. Hanson and Robert G.

(84) -75-

- L. Waite (Cambridge: Harvard UP, 1962), p. 125.
- 62 Elizabeth Wiskemann, The Europe I Saw (London: Collins, 1968), p. 53.
- 63 Virginia Woolf, *The Diary of Virginia Woolf*, vol. 1, 1915-1919, ed. Anne Olivier Bell (London: Hogarth, 1977), p. 257.
- 64 Keynes, Collected Writings, vol. XVIII, p. 107-08; Times, 15 June 1932, p. 15.
- 65 Gordon Martel, *The Origins of the Second World War Reconsidered: A. J. P. Taylor and the Historians*, 2nd ed. (London: Routledge, 1999), pp. 24-25, 34-35; Ferguson, *Paper and Iron*, p.211-13; Marks, "Smoke and Mirrors," p.339.
- 66 Keynes as a Policy Adviser, ed. A. P. Thirlwall (London: Macmillan, 1982), p. 112; Stephen A. Schuker, "Review of The collected Writings of Keynes, vols. XVII and XVIII," Journal of Economic Literature, vol. 18 (March 1980), p. 126.
- 67 Michael Holroyd, Lytton Strachey, a Critical Biography: The Years of Achievement 1910-1932 (London: Heinemann, 1968), p. 172. 良心的兵役拒否者としてのケインズ像については、高橋章夫「自己犠牲の力―第一次世界大戦下のイギリスにおける良心的兵役拒否者―」『人文学論叢』第13号(愛媛大学人文学会、2011) pp. 79-82 参照。
- 68 Donald Markwell, John Maynard Keynes and International Relations: Economic Paths to War and Peace (New York: Oxford UP, 2006), 116-17; Eyck, pp. 126-27 参照。
- 69 James T. Shotwell, At the Paris Peace Conference (New York: Macmillan, 1937), p. 26.
- 70 Jacob Viner, "Review of The Carthaginian Peace," Journal of Modern History, vol. 19, no. 1 (1947), pp. 69.
- 71 M. J. Bonn, Wandering Scholar (New York: J. Day, 1948), p.321.
- 72 Hermann Kantorowicz, The Spirit of British Policy and the Myth of the Encirclement of Germany, trans. W. H. Johnson (New York: Oxford UP, 1932), p. 21.
- 73 Hans Wagener, "All Quiet on the Western Front," Erich Maria Remarque's All Quiet on the Western Front, New Edition, ed. Harold Bloom (New York: Infobase, 2009), p. 103.
- 74 Jonathan Wright, *Gustav Stresemann: Weimar's Greatest Statesman* (New York: Oxford UP, 2002) p. 369. 穏当な手法で条約の改正を試み、ロカルノ条約の締結に貢献したとしてノーベル平和賞を受賞したシュトレーゼマンではあったが、彼は「正真正銘のドイツのナショナリスト」であり、彼の戦略は、「極右が好む対立的な手法をより

複雑にしたに過ぎない」とアダム・トゥーズは論じている。一方でシュトレーゼマンが 1925 年にヨーロッパ少数民族議会を設立し、そこで東ヨーロッパにおけるドイツ人 少数民族に対する差別問題のみならず、ドイツ国内のユダヤ人差別問をも取り上げ、全ヨーロッパの少数民族の文化的自立を訴えたことを挙げ、彼はウィルソンの提唱する新たな国際秩序の擁護者であったとポール・ベッツは肯定的に評価している。 Adam Tooze, The Wages of Destruction: The Making and Breaking of the Nazi Economy (2006; New York: Penguin, 2008), p.5; Paul Betts, "Germany, International Justice and the Twentieth Century," History and Memory, vol. 17, no. 1-2, Special Issue: Histories and Memories of Twentieth-Century Germany (2005), pp. 54-55.

- 75 Adolf Hitler, Mein Kampf (New York: Reynal & Hitchcock, 1939), pp. 254-55.
- 76 例えば、第一次大戦のイギリスの戦争目的を否定していたジョージ・ピーボディ・グーチ(George Peabody Gooch)や、ウィリアム・ヘンリー・ドーソン(William Henry Dawson)といったイギリスの歴史学者は、ドイツのプロパガンダ組織から資金提供を受け、ドーソンの論文は出版前にドイツ大使館員の校閲を受けていた。Catherine Ann Cline, "British Historian and the Treaty of Versailles," *Albion: A Quarterly Journal Concerned with British Studies*, vol. 20, no. 1 (1988), pp. 43-58.

(86) -73-